

被扶養者申立書（配偶者の申請用）

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

東日本プラスチック健康保険組合理事長 殿

記 号	番 号	被 保 険 者 氏 名

下記の者については、主として私が生計を維持していること及び以下の通りであることを申し立ていたします。

被 扶 養 者 氏 名	生 年 月 日 （ 年 齢 ）	続 柄
	昭・平・令 年 月 日 （ 歳 ）	

◎ 1～5 を記入し、該当する書類を添付してください。

1. パート・アルバイト等の収入はありますか。

- ア. ある ……直近3か月分の「給与明細」の写し、給与明細がない場合は「雇用契約書」の写し
イ. ない

2. 各種年金を受給していますか。『老齢年金・障害年金など（個人年金は除く）』

- ア. ある ……直近の「振込通知書」の写し、または「改定通知書」の写し
イ. ない

3. その他の収入はありますか。（農業・賃貸・出産手当金・傷病手当金・失業給付など）

- ア. ある ……直近の「確定申告書（控）」の写しと「収支内訳書」の写し
出産手当金・傷病手当金・失業給付などを受給している場合は
金額と期間のわかるものの写し
イ. ない

4. 1～3. 全て「イ.」の場合は、「非課税（課税）証明書」

5. 離職の場合は、退職日のわかるもの（「離職票」の写しなど）

◎被保険者と別居の場合、以下の書類を添付してください。

直近3か月分以上の仕送りの確認ができるもの（「振込票」控え、「現金書留控え」の写し等）

※手渡しは認められません。

単身赴任の場合、会社が用意した単身赴任のわかるものを添付すれば、仕送りの確認ができるものは省略可。

・被保険者の資格取得日において仕送りが行われていない場合

添付書類がないため認定することができません。初回の仕送りがされた時点で、添付書類により
仕送りの事実を確認した上で、被扶養者の要件を満たしていれば認定することとなります。

・資格の再確認の際、仕送りの証明がない場合は資格削除となります。

扶養認定後も仕送りの確認ができるものは大切に保管してください。

（注）必要に応じて、その他の証明書等をお願いする場合がありますのでご了承ください。